

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

綾部市の人口は、市制施行時の昭和25年の5.4万人をピークに年々減少し、平成27年には約3.4万人と、65年間で4割近く人口が減少している。人口構造は15歳未満が12%、65歳以上が37%で、老年人口の割合が高い状況となっている。(平成27年10月1日国勢調査)

綾部市の産業の歴史は古く、郡是製糸の創業により街は栄えた。これらを機に市内では、機械加工業、金属加工業などが創業、進展し、「ものづくりの街」と称している。近年では、日本を代表するハイテク企業の立地や当該企業のマザー工場の建設などの動きがある。

従業者規模別に事業所数をみると、「10人未満」規模の事業所が全体の約80%で、中小規模の事業所の占める割合が高い状況である。(平成26年経済センサス基礎調査)

中小事業所においては、経済のグローバル化による企業間競争の激化や、ネット販売の普及による小売り業態の変化、人口減少によるマーケットの縮小、加えて人手不足や事業承継問題など課題が多い。これらの厳しい経営環境によって設備投資が進まず製造機械等が老朽化し、労働生産性の向上を阻害している状況である。

よって、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、市内の中小事業所の労働生産性を抜本的に向上させることにより、経営環境を取り巻く課題解決と併せて、地域産業や地域経済の発展につなげる必要がある。

#### (2) 目標

ものづくりや地域経済の進展を図るため、先端設備等導入計画の年間認定件数が3件以上となることを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業は、機械加工業、金属加工業等の「ものづくり産業」のほか、農林業、建設業、小売業、サービス業、医療・福祉業と多岐にわたっており、多様な業種が本市の地域経済、雇用を支えているため、これらの産業において広く事業

者の生産性の向上を実現する必要がある、多様な産業の多様な設備投資に支援する観点から、本計画において対象とする設備は、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供され、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の要件を満たすものとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）による生産性向上に資する取組を支援するため、市内全域において実施される先端設備等の導入を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業者による先端設備等の導入により実施する対象業種・事業については、特に指定しないものとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ②健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ③市税に滞納のある中小企業者の先端設備等導入計画については、認定の対象としない。